

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール

共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)(衆

議院送付)要旨

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、二〇〇九年(平成二十一年)十一月以降、現行租税協定の情報交換に係る規定(第二十六条)を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税協定を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、二〇一〇年(平成二十二年)二月四日にシンガポールにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文二箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、現行租税協定第二十六条を改め、両締約国の権限のある当局が、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行

に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。

二、各締約国は、他方の締約国に対し、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。